

第3回 経済建設委員会

令和6年3月8日（金）	開会 8時53分
5階 第1委員会室	閉会 10時29分

午前8時53分 開会

○委員長（渡邊康弘君）

皆さん、おはようございます。

ご存知の方も多いかと思いますが、本日は国連が定めた国際女性の日、「国際女性デー」となります。女性の権利を政治・経済的分野の参加を盛り上げていくために、1975年3月に国連で提唱され、その後、1977年の国連総会で議決されました。

イタリアでは、この日を「ミモザの日」として、男性から女性に日頃の感謝を込めて、ミモザの花を贈る習慣があるそうです。

このミモザの日に由来し、ミモザの花は、今や世界中で国際女性の日、「国際女性デー」のシンボルとなっております。

日本でも、国際女性デーを女性の生き方を考える日として、男女ともジェンダー平等について考えるアクションの一つとしております。

本瑞浪市議会においても、女性議員もミモザの花のバッジをして本日、委員会に参加しております。こういったアクションが国際女性デーの啓発につながればと願っております。

以上、挨拶とさせていただきます。

それでは、ただ今より令和6年第3回経済建設委員会を開会いたします。

○委員長（渡邊康弘君）

それでは、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

本日の委員会は、部を単位とする3部入替え制とし、条例案件について入替え単位ごとに、議案番号順に審議・質疑・討論・採決を行いますので、あらかじめご承知おきください。

執行部説明後の質疑にあたっては、一度に複数の質疑は行わず、一問ごとに、できるだけ簡潔に、はっきりと聞き取りやすい発言をお願いいたします。

また、質問等における執行部の答弁にあたっては、関係する係員の入室を認めますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（渡邊康弘君）

それでは、議第10号 瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

説明は着座のまま構いません。

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

おはようございます。それでは、議第10号 瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案集の15ページ、議案資料の26ページをお願いします。

このたびの改正は、農業経営基盤強化促進法が令和5年4月に一部改正され、これまでありました地域農業の将来のあり方などを明確にした「人・農地プラン」に代わり、農地の集約化に向けた取り組みを更に加速するための「地域農業経営基盤強化促進計画」の策定が法定化されたため、関連の市の条例の一部を改正するものでございます。

この計画の策定に当たりましては、10年後の「地域農業のあり方」について、地域の関係者が一体となって話し合うなど、幅広い意見を取り入れながら、令和7年3月末までに策定する必要があります。

人・農地プラン作成時と同様、計画策定検討会を設けて進めていくため、「瑞浪市附属機関設置条例」にある「人・農地プラン検討会等」を改正するものでございます。

内容について説明させていただきます。

議案資料の26ページ、新旧対照表をご覧ください。

附属機関名と担任する事務を規定する第2条関係の別表中、附属機関の瑞浪市「人・農地プラン」検討会を瑞浪市「地域農業経営基盤強化促進計画検討会」に、それから、担任する事務の「瑞浪市「人・農地プラン」の策定及び見直しに関する事項についての審査及び検討」を「瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画の策定及び見直しに関する事項についての調査及び審議」にそれぞれ改正します。

また、この条例の改正に伴いまして、「瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を改正する必要もありますので、附則にてこれを改正します。

改正内容は、一番下になりますが、別表中の「人・農地プラン検討会委員」を「地域農業経営基盤強化促進計画検討会委員」に改めるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（渡邊康弘君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

2番 大久保京子君。

○2番（大久保京子君）

人・農地プラン検討会と地域農業経営基盤強化促進計画検討会、人・農地プランから地域計画に名前が変わるということですかね。

○農林課長（工藤嘉高君）

はい。

○2番（大久保京子君）

それで、検討委員会っていうのでやっていくんだっていうんですけど、メンバーはどのような方々になるのか、変わるのか、教えてくださいますか。

○委員長（渡邊康弘君）

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

変わります。基本的には、農業者、それから、出荷者の代表とか、農業委員会とか、その辺のところを考えております。

○委員長（渡邊康弘君）

2番 大久保京子君。

○2番（大久保京子君）

何名ぐらいの構成員というか、委員会なんですか。

○委員長（渡邊康弘君）

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

大体15名ぐらいを考えています。

○2番（大久保京子君）

ありがとうございました。

○委員長（渡邊康弘君）

ほか。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

今回、新しく地域農業経営基盤強化促進計画っていうものを策定するっていうことですけど、この計画を策定して、本市へのメリットとかっていうのはどういったことがあるんでしょうか。

○委員長（渡邊康弘君）

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

まず、法的にこれを作ってくださいということで決まりましたので、これを作っていないと、処罰とかはないですが、例えば、農業の補助事業がたくあんあるわけなんですけど、そういうのを、これができてないっていうことも考えられますので、そういうところでは絶対作らなければいけないということです。

○委員長（渡邊康弘君）

4番 榛葉利広君。

○4番（榛葉利広君）

この促進計画が今、「人・農地プラン」が変わって入れられましたけども、このところに、今までは「審査及び検討」だったのが、「調査及び審議」になってます。ここら辺の違いをちょっと教えていただけますか。

○委員長（渡邊康弘君）

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

今までの「人・農地プラン」を作るときの仕事としては、どちらかというと言われたものを見てというところで、調査等をしていなかったというところですので、今回は改めて集まった人たちが調査から、審議、一般的な人たちからいろんな意見を聞かなくてはいけないということがありますので、そういったところも含めて、自分たちでやっていくというようなところから、こういう「調査及び審議」というふうにしております。

○4番（榛葉利広君）

ありがとうございます。

○委員長（渡邊康弘君）

ほかにありませんか。

6番 三輪田幸泰君。

○6番（三輪田幸泰君）

制定趣旨のところ、「地域農業経営基盤強化促進計画」を策定することに伴いということで、ちょっと私も勉強不足ですみませんでしたけど、これはもう決まって動いてるんですか。計画書みたいなの。

○委員長（渡邊康弘君）

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

今まである「人・農地プラン」というものを更に充実させて、地域計画というものを作っていくところですので、動いとるといえるか、これから、今、事務局レベルで協議をし始めましたので、更にそれを充実させて、地域計画というものをこれから策定していくということです。

○委員長（渡邊康弘君）

6番 三輪田幸泰君。

○6番（三輪田幸泰君）

この施行日が4月1日になってますけれど、それまでに交付っていか、動くってことですか。その1日で計画が動いて、このメンバーさんという、この条例の制定、変更といえるか、制定になるのか。そこら辺の段取りというのは。

○委員長（渡邊康弘君）

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

4月以降、メンバー等も決定するようにして、来年度行います。

○委員長（渡邊康弘君）

6番 三輪田幸泰君。

○6番（三輪田幸泰君）

この今の議第10号は、メンバーさんの、メンバーさんっていったらちょっと失礼な言い方ですけど、変更だと思うんですけど、促進計画っていうものというのが、いつ頃できて云々っていうのは分かりますか。

○委員長（渡邊康弘君）

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

計画自体は、令和7年の末までに策定する必要がありますので、今こういうメンバーを作りますということで、4月以降、このメンバーを作らせていただいて、準備から策定までして、来年4月1日から3月31日までにもう作ってしまうということです。

○委員長（渡邊康弘君）

ほかに。

1番 福永泰子君。

○1番（福永泰子君）

先ほど、大久保委員から質問があったことと絡んでくるんですけども、メンバーが変わるのかという質問がありまして、その後に、榛葉委員の今までとこれからの違いだったんですけど、そのメンバー変更っていうのは、そもそもこの人・農地プラン検討会でやっていたことと、今回、新しく始められる瑞浪市地域農業計画基盤強化促進計画検討会っていうもの自体が、内容が変わってくるから、それに必要なメンバーが変わってくるということで変更されるという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（渡邊康弘君）

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

今回のこの改正の内容、名前については、人・農地プランから、法律が変わりましたので、この名前に変えますという改正の趣旨です。

また、メンバーについては、もちろん人・農地プランを作ったときと当然変わることもありますし、新しく営農に従事される方も出てきましたので、そういう方の専門的な知識を得る必要がありますので、もちろん加わる人も見えますし、ちょっと外れてくるということもありましたので、メンバーはあくまでもまた新たに専門的な人とか、一般の農業に詳しい人などを選定して進めていきます。

○4番（榛葉利広君）

もう一つ。

○委員長（渡邊康弘君）

4番 榛葉利広君。

○4番（榛葉利広君）

ちょっと完全に理解しないといけないですけど、多分この計画の最終の終着点が、農地バンクなどを活用した農地の集約化というふうになってるんですけど、これもやっぱりそこまで具体的に瑞浪市の場合は進めていく予定なんですか。

○委員長（渡邊康弘君）

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

そういう将来の農業のあり方を地図とか計画、作るということです。

○4番（榛葉利広君）

もう一つ。

○委員長（渡邊康弘君）

4番 榛葉利広君。

○4番（榛葉利広君）

地域内外から農地の受け手を幅広く確保なんていう言葉もありますけど、こういうことにも取り組んで、耕作放棄地が多いですからか、そういうところをやっぱり最後の農地としてちゃんと使えるようになっていくことにもつながっていくんですかね。

○委員長（渡邊康弘君）

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

もちろんメンバーの中に今、瑞浪市の農業、営農組合とかがほぼあるんですけど、やっぱりその方々だけでも、瑞浪市中できるわけではないので、最終的にはそういう方も出てくるかもしれないですけど、今のところはそういう方のお知恵をお借りしてという段階でございます。

○4番（榛葉利広君）

ありがとうございました。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

こんなこと、お願いベースの話になるかもしれないですけど、これ令和7年に策定して、10年間の計画を立てるという話だったと思います。そうすると、今のメンバー構成に対して、平均年齢が大分高くなる可能性があるなというのを予想してるんですけども、そこら辺やっぱり、もう少し若い世代にメンバーに入ってもらいたい、今、農業関係の人ばかりですけど、例えば、経営者だったり、いろんな多様な意見が入ってしかるべきかなと思うんですが、そういったところに対して

ご配慮いただきたいとは思っておりますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○委員長（渡邊康弘君）

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

おっしゃるとおりで、今考えてるのは、メンバーの中には、認定農業者という人たちも入れる予定で、若い方も認定農業者になってる方が見えますので、そういう方々もちょっと入れながら、また、年ごとの計画変更も可能ですので、メンバー等が変わっていくこともあるかもしれませんが、今のところ若い方も入れる予定でございます。

○委員長（渡邊康弘君）

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにも発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（渡邊康弘君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第10号 瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第10号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（渡邊康弘君）

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に執行部の入替えを行ってください。

休憩時間は、入替え時間のみとします。

午前9時11分 休憩

午前9時12分 再開

○委員長（渡邊康弘君）

それでは、休憩前に引き続き会議を進めたいと思います。

○委員長（渡邊康弘君）

次に、議第11号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

説明は着座のままで構いません。

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

それでは、議第11号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案集が17ページ、18ページ、議案資料は28ページから31ページをお願いします。

今回の改正は、市営住宅の入居において、連帯保証人の確保が困難な入居希望者の増加傾向を踏まえ、連帯保証人の確保要件を廃止し、入居要件の緩和を図るため、本条例の一部を改正するものです。

改正内容は、市営住宅入居における連帯保証人の確保要件を廃止し、一部文言表記、項ずれ等を改めるための所要の改正です。

議案資料の新旧対照表をご覧ください。

本則中各「各号の一」を「各号のいずれか」に改めます。

次に、第9条第3項中、「公開抽せん」を「公開抽選」、漢字に改めます。

次に、第11条第1項第1号で、連帯保証人の確保要件を削除し、「賃貸借契約書を提出すること。」に改め、第3項の特例を削除し、第4項中の「第2項」を「前項」に改め、同項を第3項とし、第5項、第6項及び第7項を、それぞれ、第4項、第5項、第6項とする項ずれに対応するものです。

これは現在、連帯保証人の確保要件を設けていますが、全国的に連帯保証人の確保が困難な入居希望者が増加傾向にあることを踏まえ、連帯保証人の確保要件を廃止し、入居要件を緩和するものです。なお、今後は不測の事態に備え「緊急連絡先」の確保を求めています。

次に、第17条第1項及び第44条中の「第11条第5項」を「第11条第4項」に改めるのは、項ずれによるものです。

次に、第48条中「。以下「特定優良賃貸住宅法」という。」を削除するのは、条例中、引用する文言がないため削除するものです。

次に、第52条中「、「前2条」」を「「前2条」」に改め、「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加えるものです。

次に、第58条第4項中、「駐車場の使用決定者は」からを削り、第5項として加えるものです。これは現在の規定文において、「前項」の指しているものが「駐車場の使用開始日の通知」になっていないことから、新しい規定文に改めるものです。

次に、議案集18ページをお願いします。

附則の1におきまして、本条例の施行日を令和6年4月1日からとし、附則の2において、新条例の施行日を施行日以降に入居決定及び入居承継の承認された者について適用し、それ以前の者については、従前の例による経過措置を定めています。

以上、議第11号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（渡邊康弘君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

5番 奥村一仁君。

○5番（奥村一仁君）

国土交通省から平成30年と令和2年に県と政令指定都市に通知が出てるんですけど、このタイミングでの改正になった理由っていうのは何があるんでしょうか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

岐阜県の県営住宅ですけれども、今年の1月1日から同様に連帯保証人の規定を廃止されておりますので、それを受けて、瑞浪市も廃止するよう努めてきているものです。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

ちょっと分かる範囲のデータで結構ですけど、入居者数と、あと、滞納者数っていうのはわかりますか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

今現在、入居者数ですけれども、226件入居がございます。

滞納者数が、すみません。件数ではちょっと把握しておりませんが、金額でもよろしいですか。

○7番（棚町 潤君）

ああ、金額。件数を教えてほしいんですけど。

○都市計画課長（安藤洋一君）

件数。件数と言われると、何件というか、何名というか。

○7番（棚町 潤君）

両方教えてください。できれば。

○都市計画課長（安藤洋一君）

件数のほうですか。

○7番（棚町 潤君）

件数で。

○都市計画課長（安藤洋一君）

ちょっと手持ちの資料がないので。

○委員長（渡邊康弘君）

発言は挙手にてお願いします。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

分かる範囲で結構ですけど、入居者数は出ましたので、件数と金額を教えてくださいたいです。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

滞納の金額ですけれども、滞納繰越分で241万3,600円っていうのが現時点での滞納額になります。

○委員長（渡邊康弘君）

ほかに。

4番 榛葉利広君。

○4番（榛葉利広君）

今まで、そういうご相談を受けて関わったケースで、割とついの住みかになされておられる方が多くて、市営住宅の中で亡くなられとったっていう場合があります。そうすると物が残りますよね。

確かその方は身寄りのない方だったんで、連絡はしたけど、連絡が帰ってこないという状態。連帯保証人がいたかちょっと分かりませんが、そういう場合、物が残りますよね。

そういうものの処分とかということについては、どこかに規定があるというか、それは連帯保証人がなくても大丈夫なんですか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

連帯保証人が必ずしも片付ける人というところには限らないというふうに認識しております。連帯保証人、債務の保証ということでありますので、やはり残された財産というのは、基本的には相続人の方に連絡してお願いしたりすることになります。

○4番（榛葉利広君）

もう一つ。

○委員長（渡邊康弘君）

4番 榛葉利広君。

○4番（榛葉利広君）

現状、皆さん、連帯保証人がついとる方が多いと思いますけど、その中で、その方々が今後、外せるわけですよね。連帯保証人をね。そういう周知というのはどういう形でされるのか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

4月に納付書等配付する、家賃の決定等で4月からの家賃を納付をする機会がございますので、そのときに変わりますということで、ご希望される方については、新たに連帯保証人を設けない形での契約を更新するという形で対応できればと思っております。

○4番（榛葉利広君）

ありがとうございます。

○委員長（渡邊康弘君）

2番 大久保京子君。

○2番（大久保京子君）

ちょっと前後しちゃうかもしれないんですけど、結局、単身者の方の入居者っていうのは多いわけですよね。その中でも、今問題なのが、高齢者の方で、そうすると1人入居が、単身者入居者の中のいわゆる高齢者っていうか、65歳よりももっと、75歳ぐらいの方っていうのはどのぐらいの割合でお見えなんでしょうか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

ちょっとそういったデータを整理してないと思いますので、年齢は現状でちょっと数字を持っておりません。

○2番（大久保京子君）

そうですか。

○委員長（渡邊康弘君）

2番 大久保京子君。

○2番（大久保京子君）

そうすると、単身者で、これからは連帯保証人の確保は要らなくなると。

今の話じゃないですけど、そしたら、結局、身元引受人っていう方ですか、っていう方は必要になるんですかね。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

身元引受人をこちらでいただくという形にはしませんので、私どもとしては、先ほど説明しまし

たように、緊急連絡先をいただくようお願いしていくということです。

○委員長（渡邊康弘君）

5番 奥村一仁君。

○5番（奥村一仁君）

そもそも連帯保証人っていうのは、入居者が家賃を滞納したときに代わりに支払うということが義務としてあると思うんですけど、今回はそれをしないということで、先ほど緊急連絡先を聞いて、その方に連絡するということでしたけど、家賃の滞納分っていうのはどうやって回収するんですか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

家賃につきましては、現在も行っておりますけれども、早い段階での臨戸訪問等による方法による集金とか、あと、それでも払っていただけない場合っていうのは、粛々と手続を踏みまして、明け渡し請求等を行っていくということになると思います。

○委員長（渡邊康弘君）

5番 奥村一仁君。

○5番（奥村一仁君）

明け渡し請求となると、せっかくこの入りやすくしたところを、また出ていくっていうことだと思うんですけど、そのために代わりに払ってくれる人が連帯保証人になったと思うんです。

連帯保証人の方が、例えば、親族とかそういう方になりますよね。代わりに払っていただくことができれば、その方はそこにいられたわけですけど、今回、その条例で連帯保証人を求めないということにしてしまうと、逆にせっかく入れても出ていかなきゃいけないっていう例が増えてくるんじゃないかというふうに、これは勝手な想像ですけど、思ってるんですけど、その辺っていうのは実際のところどうなんですかね。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

市営住宅だから家賃を払わなくても、いてもいいということではないというふうに私は考えておりますので、家賃を払っていただけない方に対しては、しっかりと対応していくというふうにいたします。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

先ほどから、保証人の話になってると思うんですけど、ついこの住みかになっているという中で、今、奥村委員がおっしゃったように、保証人がいない、滞納者が増えるっていうことになると、実際、ついこの住みかにもなり得ない可能性がある中で、近くの市、可児市では、保証料をもらってる

っていうケースがあるんです。これは最初に3万円払って、あとは1年1万円ずつ払って、保障事業者が入った上で、保証協会で保証を受けるっていう制度だと思うんですけど、僕、こちらのほうが適してるんじゃないかなと思ったんですけど、そのあたりどのような考えでこのような形にされたのか、お聞かせください。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

家賃の保証債務、この辺だと中津川市さんがやられたり、可児市さんもやられてるということで聞いております。これは保証人を規定すると。規定している場合に、保証人を立てられない方が債務業者をご利用されるということになりますので、入居に際しては、瑞浪市の場合は連帯保証人を設けないということになりますので、こちらのほうが入居はしやすくなるというふうに考えています。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

僕が言いたかったのは、やっぱりつい住みかになっているので、退去者が増えるのがどうなのって質問だったんですけど、入居はしやすくなるけど、今のお話だと滞納者が増えて、退去者が増える可能性があるけど、そのあたりに関して保証料の制度を導入している自治体はありますけど、瑞浪市もこれ導入したほうがいいんじゃないのっていうふうに思うんですけど。

ちょっと可児市の例をお話すると、保証範囲は、先ほど榛葉委員がおっしゃったように、例えば、亡くなられた後に家具・家財だとかが残った場合、それを撤去する料金もこの保証の中に含まれてるんです。

なので、市としては支出が大分減るんじゃないかなと思いますし、こちらのほうが瑞浪市に即してるんじゃないかなと私は思ったんですけど、どうでしょうか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

滞納が増えるということですけど、滞納は私は増えないというふうに考えています。先ほども言いましたように、臨戸訪問でしっかりとたまる前にお金をいただいていくということもございまして、しっかりと対応していけば、滞納が決して、保証人がいないから滞納が増えるということ考えておりません。

○委員長（渡邊康弘君）

5番 奥村一仁君。

○5番（奥村一仁君）

これまでの入居者は保証人がついてたので、今までどおり行くと思うんですけど、今後、連帯保

証人がないとなると入りやすくなるんですけど、その後も今と同じようなことが言えるとは限りないと思っています。

先ほど、ちょっと僕の質問の仕方が悪かったですけど、棚町委員もおっしゃったように、退去していただくことと、滞納した分を回収することってというのは全く別のことだと思います。要は、払っていただけない方に退去してもらえばいいんですけど、だからと言って回収できるわけではないですよ。

今までは連帯保証人がついてたので、退去してもらって回収ができたと思うんですけど、その回収の部分をどうするかということについてお聞きしたいです。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

退去したから支払いをしなくてもいいというわけではないですので、あくまでも明け渡し請求をしても相当分の家賃、家賃相当分の請求をしていきます。

○委員長（渡邊康弘君）

5番 奥村一仁君。

○5番（奥村一仁君）

それは十分理解できるんですけど、かと言って払えない人は払えないという事実はあると思います。その分を、払えない人のために払うのが連帯保証人だったんですけど、その連帯保証人がないと、払えない人は払えないまま、要はお金がなきゃ払えないわけですよ。払わないんだって、払えない人が要と思うんです。

その払えない人に対してどうするかっていう。当然、請求をしていくんですけど、請求をしても出てこないということは当然あり得ると思うんですけど、それでも請求だけで、最後、亡くなってしまうと、このまま市が負担するということになることが増えると思うんですけど、その辺はどうですか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

私どもでは、先ほど言いましたように、適切に臨戸訪問していくこととか、そういった形で滞納を増やさない状況を作っていきたいと。

現状ですけれども、現年度分では、昨年度ベースで、収納率約99.7%ということで、ほとんどの方が家賃をちゃんと支払いをいただいているという状況もございますので、保証人がなくなったから滞納が増えるということは、私はそういうふうには考えておりません。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

先ほど、241万円の滞納金があるというお話でしたけど、これって時効とかってあるんですか。ちょっとその辺を教えてください。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

市営住宅市債権ですので、時効等はありませんけれども、実際に亡くなっちゃったりとか、そういう形で、もう取る方がいないということになって、不納欠損をしていくということはございます。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

不納欠損していくということは、この金額より多いということですよ。

同じの、不納欠損分を入れて241万円ということですか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

241万円ですね。先ほどの金額は、現時点での滞納額ですので、過去に欠損した額を入れてるわけではないです。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

じゃあ、それはそのもの、欠損分を除いた額で、今現在残ってる額ということ。現在残ってる額ですよ。

となると、払えない人はこの金額以上に当然いるわけなんですけど、そういった中で、保証人を外していいのかわかっていうところが今回の僕はポイントだと思ってるんですけど、保証人を外すのであれば、僕は保証料をもらうほうがやはり適当だと思ってるんですけど。

先ほどから、回収して回ると。回収率も99.7%やっていう話ですけど、そこまで職員さんにやっぱり負担がかかるわけで、その中でまたこの回収率を維持しながら、もしかすると今度は入居者が入居しやすくなってくるので、回収不能になる人が増えてくるっていう可能性もある中で、このまま保証人を外すっていう判断をしていいのか、ちょっと迷っておるんですが。

ちょっと一押しになるご発言がいただけたらと思いますけど。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

先ほどの滞納件数ということですけども、現時点で12件ということになっております。

○委員長（渡邊康弘君）

3番 加藤輔之君。

○3番（加藤輔之君）

今までに事故が起きて、連帯保証人から回収できたという例は幾つかあるんですか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

例はあります。

○委員長（渡邊康弘君）

ほかに。

5番 奥村一仁君。

○5番（奥村一仁君）

個人的には最後にしときますけど、新旧対照表の29ページのところで、現状で対応できるんじゃないかと思ってるんです。要は、どうしても保証人がつけられない人は、市長が特別の事情があるというふうに認めてしまえば、それは可能じゃないかと。現行の条例の範囲でも可能じゃないかと個人的には考えとるんですけど。

逆に言うと、この条例のまま残しておけば、連帯保証人をつけることができる人はつけることができると思います。

国土交通省の通知を見ると、配慮をお願いしますという感じだったと思うんですけど、これ絶対やらなきゃいけないというものじゃないかと思うんですけど。

ごめんなさい、県の1月1日のやつ、申し訳ないです、確認してないですけど、県はもう絶対やってくださいという感じで通知が出てるんですか。どういうものですかね。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

奥村委員がおっしゃるとおりに、国のほうも絶対やりなさいということは言われておりませんし、県のほうからやりなさいという指導を受けているわけでもございません。

ただ、時代の流れとして、やはり連帯保証人をつけることが難しくなってきたという事実はあると思います。

実際に連帯保証人をつけられないような方っていうのは、言い方を変えますと、債務保証のお金を出すのもちょっとなかなか難しい方というのが多いというのが、僕は現状だと思います。

実際に今現状、市のほうで特例として扱っているものが7件ほどございます。生活保護の受給者の方、プラス、後見人等がついて管理をされている方ということで、そういうことでお願いをしているという状況になっておりますので、やっぱり特例ばかり適用していくというのは妥当ではないというふうに考えておりますので、お願いします。

○委員長（渡邊康弘君）

ほかに。

4番 榛葉利広君。

○4番（榛葉利広君）

基本的には、私は保証人がなくなれば非常に今までは入れなかった方が入れるということで、ほかにも取り組みかけてきてるので、基本的にはいい条例かなというふうに思いますけれども、ちょっと心配なのは、今、かなり空きが多いので、そんな心配はないのかなと思いますが、この条例ができることによって、割と応募しやすくなったということになると、逆に物すごく応募者が増えたりせんかなっていうのをちょっと思うんですけど、そこら辺の、そういう要望が集まってくれば、要するに募集をする数を増やすとか、そういうこともあり得るんでしょうか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

榛葉委員がおっしゃるように、応募が多くなるのかということなんですけれども、近年の応募状況をちょっと申し上げたいと思います。

令和元年度は、応募12件に対して14件の応募があったということになっております。令和2年以降、ちょっと応募件数が減ってきたという状況もございまして、令和4年の状況で、24件募集をかけて11件の応募、令和5年、今、現時点ですけれども、18件の応募をかけて7件の応募ということで、応募が一番少なくなってきたという現状があらわになってきてると。空き室が多くなってきているというのが現状です。

○委員長（渡邊康弘君）

4番 榛葉利広君。

○4番（榛葉利広君）

そうやって、今って完全に整備してから募集されておるような気がしますけど、昔は風呂釜持ってきてとかありましたけど、最近はちゃんと整備して出してみえるという印象です。

ということは、そういった整備した部屋がもう何軒か余っとるというような状況と考えてよろしいですか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

特に大法原、紺屋原というところは、瑞浪市内においては比較的新しい住宅ということで、ほぼクリーニング等をかけて募集をかけると。畳とかふすまとか、消耗品的なもの、入居が決まってからオーダーをして、畳とふすまの張替えをして入居していただくという状況になってます。

○委員長（渡邊康弘君）

ほかに。

2番 大久保京子君、先ほどの質問はよろしいですか。

○2番（大久保京子君）

分からないと思うんですけど。

私が質問したこと、ちょっと分からないっておっしゃいましたけれど、調べることはできますか。

○委員長（渡邊康弘君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

可能だとは思いますが、時間がかかるとお思いますので、お時間をいただければと思いますが、委員会の中ではちょっと集計できないと思います。

○委員長（渡邊康弘君）

2番 大久保京子君。

○2番（大久保京子君）

じゃあ、そのようにお願いしたいと思います。

○委員長（渡邊康弘君）

審議には影響しないということでもいいですか。

○2番（大久保京子君）

はい、いいです。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君、先ほどの回答でよろしいということで、もうよろしいですか。

○7番（棚町 潤君）

そうですね、十分な回答は来てないですけど、また話させてもらおうかなと思ってます。

○委員長（渡邊康弘君）

はい、分かりました。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにも発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（渡邊康弘君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

私はやっぱりこの条例は反対の方向で討論させていただきたいと思います。

今やはり議論はさせていただいたんですが、まだ僕としてはやっぱり保障料金を、保証料を取るほうが瑞浪市にとっては適当だと思いますし、ついの住みかになり得るっていう可能性を考えると、

もし例えば、保証人を撤廃して入りやすくなったとはいえ、2カ月、3カ月滞納があると、もうそのまま退去するっていうことになってくるわけで、なかなかこれ、今すぐ判断するっていうのが適当ではなく、もうちょっと議論を重ねた上で、ほかの制度もしっかり吟味した上で、今の瑞浪市に最適なものを選択する必要があるかなと思っております。

なので、今の時点で、僕はまだこの条例自体を変えるっていうことに関しては、まだ早いんじゃないかなと思うので、反対の立場で討論させていただきます。

○委員長（渡邊康弘君）

ほかに。

4番 榛葉利広君。

○4番（榛葉利広君）

条例に賛成の立場で討論させていただきます。

私の経験上では、やっぱり入りたくても入れなかったという方が非常に多いという印象があります。そういう方が今後、入りやすくなるという点では、先ほど部屋の空き状況等もお聞きしましたけども、そういうことも考えれば、ここで決断をして、条例を設定すべきかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（渡邊康弘君）

ほかに討論は。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、討論を終結いたします。

○委員長（渡邊康弘君）

これより採決を行います。

表決は起立により行います。

お諮りします。

議第11号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、可決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

したがって、議第11号は、原案のとおり可決と決しました。

○委員長（渡邊康弘君）

次に、議第12号 瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

上下水道課長 赤岩 晋君。

○上下水道課長（赤岩 晋君）

それでは、議第12号 瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集は19ページ、議案資料は32ページをお願いします。

この条例の改正は、地方自治法等の一部を改正する法律の公布に伴う地方自治法の条ずれに対応するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第6条中、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めます。

附則についてご説明いたします。

議案集の19ページをご覧ください。

この条例の施行日を令和6年4月1日とします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長（渡邊康弘君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（渡邊康弘君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第12号 瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第12号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（渡邊康弘君）

次に、議第13号 瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基

準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

上下水道課長 赤岩 晋君。

○上下水道課長（赤岩 晋君）

それでは、議第13号 瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集は20ページ、議案資料は33ページになります。お願いいたします。

この条例の改正は、水道法の一部改正により、水道法施行規則第14条第3号に規定する登録講習の所管が、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、条文の整理を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

第4条第6号中、「厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習」を「登録講習」に改めます。

附則についてご説明いたします。

議案集の20ページをお願いいたします。

この条例の施行日を令和6年4月1日といたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（渡邊康弘君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

4番 榛葉利広君。

○4番（榛葉利広君）

これも以前から指摘されとったとこで、厚生労働省やったやつが、国土交通省に移ったということだと思いますけれども、登録講習ってあります。これが例えば、業者さんになるんですかね。業者さんの負担に、全く新たに受けなければいけないものなのか、割と簡単な講習で取れるものなのか、そこら辺をちょっと教えていただけますか。

○委員長（渡邊康弘君）

上下水道課長 赤岩 晋君。

○上下水道課長（赤岩 晋君）

こちらの登録講習というものは、業者さんもそうですし、市の職員も受けるようなものになっております。

内容に関しては、水道事業を行う、または水道を取り扱う事業をする方であれば、ごめんなさい、ちょっと市での講習の難易度というところでは、一概に説明しにくいところではありますが、決して新たな負担になるとか、そういうようなものではなく、今までこういった講習を受けるというこ

とが、こういったところでは必要とされてきましたので、難易度に関して何か変わるとかいうことではございません。

○委員長（渡邊康弘君）

4番 榛葉利広君。

○4番（榛葉利広君）

ちょっと私も詳しく知らなかったんですけど、定期的にそういう講習を受けて、更新、更新っていう形で、今までもやってみえたという認識でいいですか。それが踏襲されるような感じなんではないかな。

○委員長（渡邊康弘君）

上下水道課長 赤岩 晋君。

○上下水道課長（赤岩 晋君）

一度受けられますと、その後も特に再更新のようなものはございません。

○4番（榛葉利広君）

ありがとうございます。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

今回、厚生労働省から国土交通省に代わるということですけど、なんとなく水道事業って口から水が入るので、厚生労働省が取り扱ってっていうイメージであったんですけど、これ代わることによって、何か変化があるんですか。

○委員長（渡邊康弘君）

上下水道課長 赤岩 晋君。

○上下水道課長（赤岩 晋君）

今回の水道法の改正は、水道事業の経営の環境が悪化している。あと、水道施設の老朽化だとか、耐震化への対応が必要になっている。

今回の能登半島地震のような災害発生時の断水への迅速な対応が求められている。そういった背景があります。

主なものは、水道用水のこういった水道整備だとか、管理に関する所管をまず厚生労働大臣から、社会資本整備や災害対応に専門的な能力と知見を有する国土交通省に移管するというのがまず一つです。

もう一つ、今、委員がおっしゃったことだと思うんですけども、水質だとか衛生に関する事務、あと、環境保全、公衆衛生の向上、そういった観点の水道の行政に関しては環境省に移管すると、そういうすみ分けになっています。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

今のご説明ですと、水道の工事とか施工に関する部分に関しては、これからは国土交通省の管轄になると。水質に関しては環境省の管轄になるという認識でよろしいですか。

○委員長（渡邊康弘君）

上下水道課長 赤岩 晋君。

○上下水道課長（赤岩 晋君）

その認識をお願いします。

○委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

となると、今の水道の工事に当たる管轄が国土交通省になるということになると、その審査だったり、費用面の積算だったり、いろんなことが変わってくるような気がしますけど、その辺どうでしょうか。

○委員長（渡邊康弘君）

上下水道課長 赤岩 晋君。

○上下水道課長（赤岩 晋君）

まだ、具体的なことが国や県を通して示されているわけではありません。例えば、補助金がどうなるのか、補助率がどうなるのかとか、そういったことも我々は今、注意深く、この移管によってどうなるかというところを見ておるところです。

○7番（棚町 潤君）

ありがとうございました。

○委員長（渡邊康弘君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（渡邊康弘君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第13号 瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第13号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（渡邊康弘君）

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に執行部の入替えを行ってください。

休憩時間は、午前10時10分までといたします。

午前9時54分 休憩

午前10時05分 再開

○委員長（渡邊康弘君）

それでは、休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

○委員長（渡邊康弘君）

次に、議第15号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

消防総務課長 伊藤裕之君。

○消防総務課長（伊藤裕之君）

議第15号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集の22ページ、議案資料の35ページをお願いいたします。

本条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を引き上げるための所要の改正を行うものでございます。

議案資料の35ページ、新旧対照表をご覧ください。

第5条第2項第2号中、補償基礎額の最低額「8,900円」を「9,100円」に改め、「別表補償基礎額表」団長及び副団長の項中「1万2,440円」を「1万1,500円」に、「1万3,320円」を「1万3,350円」に改め、同表、分団長及び副分団長の項中「1万670円」を「1万800円」に、「1万1,550円」を「1万1,650円」に、「1万2,440円」を「1万2,500円」に改め、同表、部長、班長及び団員の項中「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に、「1万670円」を「1万800円」に改めるものでございます。

議案集の22ページをお願いいたします。

附則の第1項で、この条例の施行日を令和6年4月1日とし、第2項で経過措置を定めるもので

ございます。

以上で、議第15号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊康弘君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

6番 三輪田幸泰君。

○6番（三輪田幸泰君）

35ページの第5条の2の（2）の「もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによる負傷、もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合には」という、障害の状態という、位って言ったら失礼ですけど、そこら辺についての定義っていうのはありますか。

○委員長（渡邊康弘君）

消防総務課長 伊藤裕之君。

○消防総務課長（伊藤裕之君）

定義はございまして、けがや病気の療養開始から1年6カ月を経過しても治らない。けがが治ったんですが、一定の障害が残った場合になります。

より詳しい障害の状態については、ただ今、手持ちの資料がございませんので、調べて回答させていただきます。

○委員長（渡邊康弘君）

消防長 宮地政司君。

○消防長（宮地政司君）

一応、補償条例とは別に支給規則というのがございまして、そこで障害の等級が1級から14級まであります。

○6番（三輪田幸泰君）

あるんですね。

○消防長（宮地政司君）

はい。記載してございますので、お願いいたします。

○委員長（渡邊康弘君）

6番 三輪田幸泰君。

○6番（三輪田幸泰君）

承知しました。

○委員長（渡邊康弘君）

消防長、失礼しました。宮地政司君、申し訳ないです。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（渡邊康弘君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第15号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第15号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（渡邊康弘君）

次に、議第16号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

予防課長 大島正尚君。

○予防課長（大島正尚君）

それでは、議第16号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集の24ページ、議案資料の36ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

改正内容を説明いたします。

議案資料36ページの新旧対照表をお願いいたします。

別表の8の部3の項、金額の欄オですが、危険物の「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」及び「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」の設置許可申請に係る審査手数料の額を改めます。

貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のものは「118万円」を「145万円」に、5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のものは「141万円」を「172万円」に、1万キロリットル以上5万キロリットル未満のものは「159万円」を「192万円」に、5万キロリットル以上10万キロリットル未満のものは「195万円」を「236万円」に、10万キロリットル以上20万キロリットル未満のものは「227万円」を「274万円」に、20万キロリットル以上30万キロリットル未満のものは「455万円」を「564万円」に、30万キロリットル以上40万キロリットル未満のものは「582

万円」を「724万円」に、40万キロリットル以上のものは「707万円」を「879万円」に、それぞれ改めます。

次に、同表10の部では、高圧ガス保安法に規定する「移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造するもの」の許可のうち、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」で許可を受けた者の申請にかかる手数料を「6,000円」とすると共に、文言整理を行うものでございます。

議案集の24ページをお願いいたします。

附則において、第1項では本条例の施行日を令和6年4月1日とし、第2項では経過措置を定めるものでございます。

以上、第16号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（渡邊康弘君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

2番 大久保京子君。

○2番（大久保京子君）

ありがとうございました。ちょっと私、本当に分からないのでお聞きしたいと思うんですが、この危険物貯蔵所設置なんですけど、書いてあるように、屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の設置というふうに書いてあるんですけど、瑞浪市にこれが設置されてるところはあるんですか。すみません、教えてください。

○委員長（渡邊康弘君）

予防課長 大島正尚君。

○予防課長（大島正尚君）

瑞浪市にはございません。

○2番（大久保京子君）

ない。ありがとうございます。

○委員長（渡邊康弘君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（渡邊康弘君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第16号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第16号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（渡邊康弘君）

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、全て終了いたしました。

審査結果の委員長報告につきましては、委員長に一任願います。

○委員長（渡邊康弘君）

ここで、執行部の皆さんは退席を願います。

ご苦労様でした。

委員会の皆さんについては、引き続き審査議題がありますので、お願いいたします。

〔執行部 退席〕

○委員長（渡邊康弘君）

次に、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しました閉会中の継続審査申出書のとおり、今議会で承認を得るため、議長に提出したいと思っております。

なお、瑞浪市議会委員会条例の改正議案が3月定例会最終日に議会発議にて上程、議決され、令和6年4月1日に施行予定です。このため、本継続審査申出書は令和6年4月1日に、改正後の常任委員会に引継ぎ、また、改正後の常任委員会が所管する事項を審査、調査することといたします。

審査申出書の内容について、ご意見はありませんか。

○4番（榛葉利広君）

ちょっと一つだけいいですか。

○委員長（渡邊康弘君）

4番 榛葉利広君。

○4番（榛葉利広君）

昨年というか、前期やね。要するに管内なら視察オーケーとか、そやけど、ほかの市へ行ったらいかんとかというようなことがありましたよね。

国のほうの委員の市内外の派遣を含む能動的な方法とかっていう表現をしたけど、パッと読むと、

どこでも行けそうな気がするけど、そういうふうにとっていいものなのか。去年、確かもめとったんで、いいかなと思って。

○委員長（渡邊康弘君）

前回もめたのは特別委員会の視察だと思います。

常任委員会の場合は管内、市内の視察はもちろん、市外の視察も行いますので、こちらの認識で問題ないかどうか。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにも発言もないようですので、本件につきましては、本定例会最終日に提出し、承認を得ることといたします。

○委員長（渡邊康弘君）

議長より委員会活動についての通達があります。

議長、よろしく願いいたします。

○議長（成瀬徳夫君）

私からちょっとお願いしたいのは、議長諮問において、委員会活動についてちょっと述べさせていただくつもりであります。

委員会での調査などは計画性を持って活発に取り組み、議案の議会提案、議会で提案すること、要望などを積極的に取り入れてほしいということで、それで委員会の委員力のアップに取り組んでいただきたいということを今回、議長諮問に入れますので、その辺だけご理解ください。よろしくをお願いします。

○委員長（渡邊康弘君）

議長からの説明もあったとおり、委員会活動をしっかりテーマを持って活動したいと思っております。

そこで、経済建設委員会として年間活動テーマの案をタブレットに昨日、皆さんのところに入れてさせていただきました。

これは前年度の引継ぎ、内容も併せまして、瑞浪市で進むプロジェクトの理解と市民意見の広聴というところで、それを続けたいと考えております。

流れといたしましては、委員会でテーマの研修を行った後に、市民等の意見聴取、市民意見を受けた委員間討議、提言書などを活用した提案、参加団体への報告という形の流れを考えております。

また、委員会の活動の大きなテーマとして、大型プロジェクト、これは建設部、市長の所信にもありましたが、瑞浪駅周辺再開発事業、そして、瑞浪市道の駅についてを考えております。

また、公民連携、こちらは経済部。これは商工会議所、若手チームからの提言書、これに関する意見聴取を行い、若手チームの提言を受けて市政反映へ向けた検討を行いたいと考えております。

シティプロモーションにおきましては、瑞浪市にある新たな組織体制におけるシティプロモーション

ョンについてしっかりと検討したいと思っております。それは重点施策に位置づけられておりまして、より効果的な事業となるよう、調査・研究をこの委員会でやりたいと考えております。

これはあくまでも私の案というところになりますので、19日までに皆さんからのご意見がありましたら、それを聞いた上で意見をまとめて、皆さんにお返ししたいと考えております。

意見につきましては、議会事務局まで送っていただければと思いますが、この点に関して、何か質問等ありましたら。よろしいでしょうか。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

確認ですけど、19日までに意見集約して、その後、委員会を別途開催される。

○委員長（渡邊康弘君）

その場合、委員長に一任いただければと思いますが、どうでしょうか。

○7番（棚町 潤君）

ああ。もう一回みんなで集まって話し合うわけではなく。

○委員長（渡邊康弘君）

皆さんの意見を考慮させていただいて。

○7番（棚町 潤君）

出た意見を考慮して、もう一度テーマを見直すということですね。

○委員長（渡邊康弘君）

はい。

○7番（棚町 潤君）

それを僕らに提示していただけるということですね。

はい、分かりました。

○委員長（渡邊康弘君）

ご提案として、もう一度委員会を開きたいというのであれば、もう一遍開催するのもいいかと思えますけど、ほかの皆さんはどうでしょうか。

年間テーマになりますので、これを見ていただいて、例えば、本会議終了後の委員会開催したいよという意見が多数あるのであれば、そちらのほうがいいかとは思いますが、どうでしょうか。

○3番（加藤輔之君）

いい。

○委員長（渡邊康弘君）

3番 加藤輔之君。

○3番（加藤輔之君）

②の公民連携というところで、会議所の若手チームからの提言があるってということですけど、これ具体的に今はもう動きが始まっておりますか。

○委員長（渡邊康弘君）

こちらに関しましては、今、前に瑞浪市議会のほうにも第1期のときに見に来てほしいという招待があったんですけど、これ今、第2期のプロジェクト、第2期のチームになってまして、そういった提言書を作成されているということを知っております。

市のほうにそういう提言をされるということで、提言書も今、作成中ということを知っております、市役所だけではなく、議会としても市民意見を聞くというところで、このタイミングで入れられたらと考えております。

3番 加藤輔之君。

○3番（加藤輔之君）

前に呼ばれていって、何人か議員も行って、確かいろいろ提案した、あれかね。あれじゃないの。

○委員長（渡邊康弘君）

その、今、2期目です。

○3番（加藤輔之君）

そうか。ふうん。

○委員長（渡邊康弘君）

ほかにご意見。

6番 三輪田幸泰君。

○6番（三輪田幸泰君）

今、委員長がお示しいただきましたやつが、3月を見ると、4つプロジェクトっていうか、4つあると思われるんですけど、これは班分けっていうか、みんな委員長が全部背負っちゃうのか、今、この8人さんで班分けして、1年を通して。まあ、1年も1カ月済んじゃいましたけれど、そこら辺っていうのは委員長としてなんかお考えはありますか。

○委員長（渡邊康弘君）

これは委員会でのテーマになりますので、全ての委員のメンバーと共にしっかりと調査・研究していきたいと。

○6番（三輪田幸泰君）

いや、違います。

○委員長（渡邊康弘君）

誰かに、これやってこれやってっていうことは考えずに、みんなで意見を出していく。

6番 三輪田幸泰君。

○6番（三輪田幸泰君）

それこそ全部が、ちょっと失礼な言い方ですけど、全部が全部、委員長が背負っちゃうとなると、結構重いのと思うんですけど、4つありますので、2人を、頭じゃないんですけど、仮の船頭みたいな格好で進めるっていう、進め方としてやるというお考えはないということですか。

○委員長（渡邊康弘君）

今のところ、誰かをプロジェクトリーダーみたいな形でということはまだ検討していなかったの

で。

○7番（棚町 潤君）

三輪田委員、手を挙げたらいいじゃないですか。

○2番（大久保京子君）

はい、はい。

○委員長（渡邊康弘君）

今のところは私が主導して、委員長の立場でありますので、やろうと考えております。

○6番（三輪田幸泰君）

分かりました。

○委員長（渡邊康弘君）

2番 大久保京子君。

○2番（大久保京子君）

それでいいと思うんです、私。今、委員長がおっしゃったとおりでいいと思うんですけど、ここに挙げてみえるのは、今現在、委員長がお考えの案なんですよね。で、19日までに、もし我々の中で何かこういう勉強をしたいよとか、こういう視察っていうか、こういうことをしたいよっていう意見があったら、19日までに言ってくれと。

その後にやっぱり委員会を1回開いて、もうここに今、委員長が出されたものを全部やるわけでもないわけで、やるのかどうかもちょっと分からないわけだから、その辺も踏まえて、委員会を1回開いたほうがいいかなと。

○委員長（渡邊康弘君）

大久保委員からもほかの委員からもご指摘いただきましたので、せっかくですので、委員会を開きたいと思います。

皆さんからいただいた意見を基に、再度、委員会で、これいきなり見て、今回答えてくれっていうのもありますので、期間を設けて、できれば今月中に皆さん、委員会開催をということでお願いすると思いますので、お願いいたします。

あくまでもテーマとして最終的に提言につながるようなテーマにさせていただければと思いますので、お願いいたします。

3番 加藤輔之君。

○3番（加藤輔之君）

大変結構な提案でありがたいと思ってます。ありがとうございます。

○委員長（渡邊康弘君）

前議長、前副議長、前委員長を受けた部分もありますので、しっかりと今年度も、これも議長の分も含めて、形を進めていきたいと思いますので、ご協力お願いします。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡邊康弘君）

これもちまして、令和6年第3回経済建設委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前10時29分 閉会